

基本協定における解除期限の延長覚書

大阪府（以下「府」という。）及び大阪市（以下「市」という。）並びに大阪ＩＲ株式会社（以下「SPC」という。）は、府及び市並びに SPC の間で締結された 2022 年 2 月 15 日付け大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書（以下「基本協定」という。）に関連して、以下の約定により基本協定における解除期限の延長覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。本覚書において使用される用語は、本覚書に特段の規定ある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本協定において定義された意味を有する。

- 1 府及び市並びに SPC は、基本協定第 19 条第 4 項に基づき、SPC が同項に従って府及び市に対する通知をもって基本協定を解除することができる期限（以下「本解除期限」という。）を、2023 年 9 月末日まで延長することに合意する。
- 2 府及び市並びに SPC は、前項に基づく本解除期限の延長を除いては、基本協定はその内容に従い引き続き完全な効力を有すること、及び、本覚書は基本協定と一体をなすことを確認する。

【以下余白】

本覚書の成立を証するため、本書 3 通を作成し、府、市及び SPC がそれぞれ記名押印又は署名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 13 日

府：大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

市：大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

SPC：大阪 I R 株式会社

代表取締役 エドワード・バウワーズ

代表取締役 高橋 豊典